

御所市地域公共交通計画修正前後比較表

1. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する修正

	修正後	修正前
P81	<p>【文言追記・修正】</p> <p>(地域内フィーダー系統の位置づけ・役割) 地域内フィーダー系統とは、地域間交通ネットワークへ接続している地域内運行系統のことをいいます。地域間交通ネットワークのうち本市の交通拠点を通る補助対象地域間幹線バス系統には、路線バスの高田五條 A 線、八木御所線、八木新宮線があります。ここでいう交通拠点は本市でいう近鉄御所駅を表します。</p> <p>(1) コミュニティバス 多様な都市機能が集積している市北部において運行するコミュニティバスは、自家用有償旅客運送型公共交通として位置づけられます。運行形態としては、近鉄御所駅を起終点とした定時定路線型により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。また、多くの方が市北部にある鉄道駅や病院、商業施設等の主要施設を周遊することができる利便性の高いものとして、市民の日頃の移動を支援する役割を担っており、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで特に重要な路線となっていますが、その運営は厳しい状況にあります。以上から、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>	<p>(1) コミュニティバス コミュニティバスは、多様な都市機能が集積している市北部を運行する定時定路線型の公共交通として位置づけられます。多くの方が市北部にある鉄道駅や病院、商業施設等の主要施設を周遊することができる利便性の高いものとして、市民の日頃の移動を支援する役割を担っており、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで特に重要な路線となっています。一方で、本市におけるコミュニティバスの運営は厳しい状況にあることから、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>

	<p>【文言修正】</p> <p>(2) デマンドタクシー</p> <p>人口が少なく集落が点在している市南部を中心に運行するデマンドタクシーは、予約型乗合の公共交通として位置づけます。運行形態としては、区域運行（乗降地点設定型）により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。運行ルートを定めず必要な時に、近鉄御所駅やかもきみの湯をはじめとする市内の主要施設へ行くことができる利便性の高いものとして、市南部に住む市民の移動を支援する役割を担っており、主要施設では鉄道や路線バス等への接続により広域への移動も可能とするなど、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで欠かせない路線となっています。しかし、本市が運営する公共交通に係る市負担額は年々増加傾向にあることから、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>	<p>(2) デマンドタクシー</p> <p>デマンドタクシーは、人口が少なく、集落が点在している市南部を中心に運行する予約型の公共交通として位置づけます。運行ルートを定めず必要な時に、市内の主要施設へ行くことができる利便性の高いものとして、市南部に住む市民の移動を支援する役割を担っており、主要施設では鉄道や路線バス等への接続により広域への移動も可能とするなど、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで欠かせない路線となっています。一方で、本市が運営する公共交通に係る市負担額は年々増加傾向にあることから、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>
P82	<p>【数値修正】 (1行目 目標数)</p> <p>・6つの具体的目標を設定し、</p>	<p>・5つの具体的目標を設定し、</p>
P84	<p>【文言修正・追記】</p> <p>(目標IV中の上から2つ目「・」印)</p> <p>・目標IVの達成状況を評価する指標として、「本市を走る路線バスに係る収支額（支出－収入）」ならびに「本市が運営する公共交通に係る市負担額」を定めます。</p> <p>(目標IV中の上から3つ目「・」印)</p> <p>・本市を走る路線バスに係る収支額は2021年度（令和3年度）以降減少しており、2023年度（令和5年度）で約3,822</p>	<p>・目標IVの達成状況を評価する指標として、「本市が運営する公共交通に係る市負担額」を定めます。</p>

	<p>万円（見込）となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業により、路線バスを含めた地域公共交通を確保・維持するため、実績等に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の収支額である約3,822万円を基準値とし、その値を維持することを目標値として設定します。 <p>※目標値に関するグラフを追加</p>	
P85	<p>【数値修正】</p> <p>（目標I中の上から3つ目「・」印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この公共交通を確保・維持するため、実績等に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の市負担額である約4,525万円を基準値とし、市負担額を維持する（増加し続けない）ことを目標値として設定します。 <p>※上記基準値の変更に伴い、グラフ内の数値を修正</p>	<p>この公共交通を確保・維持するため、2023年（令和5年）1月の実績等に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の市負担額である約4,659万円を基準値とし、市負担額を維持する（増加し続けない）ことを目標値として設定します。</p>
P86	<p>【目標追加】</p> <p>コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用者数に関する目標を追加</p>	
P87	<p>【表修正】</p> <p>表：公共交通の将来像・基本方針と対応目標 目標I～目標VI（目標Vを追加）</p>	<p>表：公共交通の将来像・基本方針と対応目標 目標I～目標V</p>
P108 ～ P111	<p>【表修正】</p> <p>目標の追加に伴う表の修正</p>	

2. 御所市内公共交通実証運行計画の改定に伴う修正

P38,P39 P96,P99	<p>【関係箇所修正】</p> <p>実証運行の期間やルート図、乗降場所等を修正</p>
--------------------	---